

つていうような感じで作りました。

かるふーる おおいた

VOL.248

2010年5月1日発行

主な内容

- ・商工連臨時総会……………P 2
- ・青年部知事懇談会……………P 3
- ・おおいた中小企業応援センター開設……………P 4
- ・シフトで情報発信……………P 5
- ・知って納得！法律の勘どころ「時効」……………P 6
- ・珠算検定1級合格者発表……………P 7
- ・企業紹介「人形工房かじか」（竹田市）



おかえり



御膳米焼酎「あさぢ」

豊後大野市商工会朝地支所

昨年度、チャレンジ事業の採択を受け、商工会青年部朝地支部と農事組合法人「阿志野郷」、牟礼鶴酒造合資会社の三者の「朝地を元気にしたい」との熱い思いから出来上がった焼酎です。ポスターの「おかえりっ」は都会に出た方への故郷からのメッセージです。

岡藩御膳米を原材料に、小さな蔵元で丹精込めて造ったまろやかな味わいの焼酎です。今年は10月に3500本出来上ります。

只今予約受付中！

(お問合先：牟礼鶴酒造合資会社

TEL 0974-72-0101

<http://www5.ocn.ne.jp/~mureduru/>



商工会法施行50周年、さらなる支援機能強化を目指す

商工会連臨時総会開催

商工会連の平成21年度臨時総会が3月26日、大分県中小企業会館で開催され、平成22年度事業計画・収支予算等10議案が可決承認されました。

平成22年度は、商工会法施行50周年、商工貯蓄共済正規事業化35周年の節目の年です。この節目の年にあたり、商工誕生の原点に立ち返り、より一層頼りになる商工会となるため、「会員支援」と「地域の活性化」に全力で取り組んで行かなければなりません。

会員や地域からのニーズに応えていくため、次の重点事業を柱として取り組んで参ります。

▲挨拶を述べる清家会長

I 中小企業の活性化と地域経済の振興

- 1 周辺部地域活性化対策の推進
- 2 中小企業応援センター事業の推進【新規】
- 3 地域力連携拠点に代わる重点事業として位置づけ、中小企業が抱える経営課題の解決のために、関係機関等と連携を図り、新事業展開、ものづくり、事業承継、創業、事業再生等の実現に向けた専門的支援を行う。

II 会員ニーズに対応したサービスの向上

- 1 定期巡回訪問（商工会は行きます 聞きます 提案します）による会員支援の徹底
- 2 「ネットde記帳」の普及・促進
- 3 ホームページの充実及び情報発信機能の強化
- 4 共済事業の推進と会員ニーズに対応した新たなサービスの研究



▲議長を務めた大久保会長（野津原町）

III 商工会の支援機能の拡充と組織強化

- 1 商工会合併の推進並びに合併後の運営支援
- 2 目標達成に向けた効率的な事業評価システムの導入【新規】

P D C A サイクル（計画、実行、評価、改善）を活用した事業評価システムを導入することにより、商工会事業の実効性を図る。

- 3 青年部・女性部の組織強化活動支援
- 4 役職員意識改革（意識改革プログラム）と資質向上対策の推進
- 5 人事管理制度の推進
- 6 商工会・県連・全国連の三層間連携の強化
- 7 組織率向上を目指した会員増強への取組み
- 8 商工会法施行50周年・商工貯蓄共済35周年記念事業の実施【新規】

商工会法が施行されて50周年を迎えるにあたり、これから商工会活動の方向性について研究・認識するための記念事業を実施する。

- 3 地域活性化プロジェクト事業の推進【新規】
- 4 商工会地域の活性化及び魅力ある地域づくりを目指し商工会が行なう、地域資源の調査研究、商品開発（観光開発）、販路の開拓・拡大等を支援する。

この地域に根ざし、未来を拓く

MIRAI
みらい信用金庫



知事を囲む商工会青年部懇談会

大分県商工会青年部連合会は2月25日、「広瀬知事を囲む懇談会」を実施しました（部長等研修会と同時開催、参加者約60名）。

懇談会では、地域活性化チャレンジ支援事業等に取り組んできた青年部及び商工会から、九重町の「特産品・土産品等の開発事業」、豊後大野市朝地支部の「農業者との連携による特産品開発事業」、佐伯市あまべ商工会の「魚離れ対策事業」の活動事例を発表しました。

活動報告を踏まえた知事からの講話では、「青年部の活動は年々グレードアップしており、今後も大いに期待する」と力強い激励のお言葉をいただきました。

また、広瀬知事は事業で開発されたサイダー（九重町）や焼酎（豊後大野市朝地支部）を試飲され、その味と出来栄えに感心されました。

青年部員は歓談中も積極的に知事と懇談し、青年部が直面している課題に的確なアドバイスをいただくことができ、参加部員一同、大きな励みとなりました。

知事を囲む商工会青年部

大分県商工会連合会・大分県商工会青年部連合会



原田部長（九重町）の活動事例発表



豊後大野市三重支部青年部が開発した
椎茸の漬物「般若姫の舞」をPR

県議会議員に商工会活動をPR！

～商工会長と県議会商工会部会との意見交換会開催～



発表風景

3月3日、昨年度に引き続き2回目となる「商工長と県中小企業対策調査会商工会部会（県議会自民党会派）との意見交換会を、大分市のトキハ会館で開催しました。

今回は事例発表の方法をとり、商工会が行なった会員支援や地域活性化への取組みについて、担当者から直接、説明を行いました。

最初に、中津市しもげ商工会の津留和光経営指導員と原秀治（はらひでじ）広域担当経営指導員が経営革新支援事例を発表、続いて野津原町商工会女性部の河野由利副部長が「肥後街道宿場町再興事業」の取組み内容について、それぞれスクリーン上映によりポイントをわかりやすく発表しました。

このような、会員や地域に密着した事例の発表をおおして県議会議員に、商工会活動の意義・必要性を強くPRすることができました。

中小企業の経営支援を目的に

おおいた中小企業応援センター開設

4月1日大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会、大分県信用組合の3団体で組織する「おおいた中小企業応援センター」の開所式が行われました。開所式に先立ち県中小企業会館1階ロビーに看板設置を行い、開所式では構成団体を代表して本会清家会長の挨拶のあと、九州経済産業局橘高局長、県加賀商工労働企画課長及び支援機関を代表して日本政策金融公庫佐藤大分支店長よりご挨拶を頂戴し事業をスタートしました。

[目的]

中小企業応援センターは中小企業の日常的な経営支援に取り組む支援機関の経営支援能力を補完・強化するため、その後方支援機関として整備されたもので、中小企業が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図るとともに、これを通じ、地域における支援機関の機能強化に資することを目的として実施するものです。

具体的な支援内容は次のとおり。

[支援内容]

(1) 新事業展開

- ①経営革新 ②地域資源活用 ③農商工等連携 ④新連携

(2) 創業、事業再生及び再チャレンジ

- ①創業支援 ②事業再生支援 ③再チャレンジ支援

(3) 事業承継

(4) ものづくり支援

(5) 新たな経営手法への取組み

- ①ITを活用した経営力強化 ②見えない資産の把握・活用（知的資産経営）



左から、橘高九州経済産業局長、高山県中小企業団体中央会会長、清家商工連会長、井上県信用組合理事長（敬称略）

この事業は、コンソーシアムを構成する本会をはじめ、中央会、県信に応援コーディネーターを配置し相談窓口に対応するとともに、支援機関からの要請に対し上記5つの高度・専門的なご相談に専門家派遣等を行います。

ご相談は各商工会または相談窓口へ。

相談
窓口

大分県商工会連合会 経営支援室 TEL 097-534-9507
大分県中小企業団体中央会 施策推進課 TEL 097-536-6331
大分県信用組合 企業支援部 TEL 097-573-7297

相談無料
秘密厳守

ネットde記帳【いつでも】【どこでも】【誰にでも】 簡単に使える経理ソフトです

自分で記帳することに不安はありませんか？

そんな時も商工会が全て解決！

会員事業所様

証憑整理
データ入力
毎日の業務は
たったこれだけ!
決算も自動集計、
簡単に申告書も作成
できます。
帳簿印刷
申告書作成

ネットde記帳による商工会の記帳指導のイメージ

同じ画面を見ながらお話しできますので、
内容をわかりやすくお答えいたします。

商工会

操作指導
内容確認
財務分析
改善提案

〈商工会の記帳指導について〉
商工会では、記帳、決算等に関する専門的な相談指導も行っています。

- **記帳指導**
自分で経理したいけどどうするの?
➡商工会が仕訳など記帳の方法を指導します!
- **記帳代行指導**
忙しくて中々記帳に手が回らないし、自分でするのも不安!
➡商工会が伝票入力や帳簿作成などを代行します!
- **決算・財務分析指導**
決算などは複雑で難しい!
➡商工会が決算・財務分析を指導します!
また、決算申告期には、税理士の先生が商工会において税務相談に応じています。

『ネットde記帳』なら、入力確認や操作方法でお困りの際も、商工会等にお電話一本!お使いの皆様と同じ画面を見ながら疑問・質問にわかりやすくお答えします。(左記イメージ図)

あなたの会社の 決算公告を お手伝いします

決算公告豆知識

■決算公告義務

規模や株式の公開・非公開の区分、機関設計の如何に関わらず、全ての株式会社に義務付けられている。【会社法第440条に規定】

※ただし、有価証券報告書提出会社は、上記の適用はありません。
(会社法第440条 第4項)

「特例有限会社」は、現在のところ決算公告義務はありません。
※特例有限会社から株式会社に変更すると決算公告義務が発生します。特例有限会社(とくれいゆうげんかいしゃ)とは、2006年5月1日の会社法施行以前に有限会社であった会社であって、同法施行後もなお基本的には従前の例によるものとされる株式会社のことです。商号の中に「株式会社」ではなく「有限会社」の文字を用いなければなりません。

■決算公告の義務を怠るとどうなる?



今まで通りで“大丈夫”でしょうか?
いえ、今後法規制が強まることが予想されます。

決算公告の義務を怠ったり、不正の公告をした場合は、行政罰として100万円以下の過料に処すと定められています(会社法第976条第2項)。この過料は違反者(代表取締役等)個人に科せられるということです。会社が負担することは許されず、個人負担となりますので、ご注意ください。また、決算公告の公開は自社の信用度・信頼度を高め商機の可能性を広げていくファクターでもあります。

商工会のシステムなら安心・低価格!

従来、決算公告は新聞や官報で行わなければならず、その費用負担は数万円~百数十万円と大きなものでした。現行の会社法ではインターネットのホームページ上での決算公告を行うことが認められています。全国商工会連合会の決算公告は、年間掲載料3,150円(消費税込)と低予算で公開ができるので、お勧めです。

こんなに費用に差が!



詳しくは最寄りの商工会まで
お問い合わせ下さい。

(事業者向け融資商品 好評発売中)

地元事業者の応援団!

あきんどはんじょう

商人繁盛

0120-393-528

<http://www.oita-kenshin.co.jp>



街へ 暮らしへ 気持ちはいっぽい
大分県信用組合

県共済の自動車事故費用共済制度

まごころ共済

こんな共済があるのを
ご存知ですか?

大分県中小企業共済協同組合
TEL(097)537-7122

経営者のみなさん!

ひとりで戦っていませんか?

大分銀行
ビジネスローンセンター

0120-72-0189

受付時間／平日9:00～17:00 ※土・日・祝日はご利用できません。

大分銀行

ホームページでは
このよう表示されます!

知って納得！ 法律の勘どころ



弁護士法人 アゴラ

弁護士 生野 裕一

〒870-0033 大分市千代町2丁目2番2号
TEL (097)537-1200 FAX(097)536-2000

■テーマ：時効

Q 取引先が長期間支払ってくれない売掛金があります。1か月後に時効になることから、請求書を出したところ、あとで払うからちょっと待って欲しいと言われました。

その2か月後に、再度請求したところ、取引先から時効を理由に支払を拒否されました。この場合に時効が認められるのでしょうか。

A 個人事業主が取引先に対して取得する債権は、債権の種類毎に時効になる期間が異なります。

時効を防止するためには、時効を中断させなければなりません。

中断とは、時効の進行をリセットすることです。つまり、時効の中止が認められることをすれば、時効の期間が進んでいたとしても、双六で振り出しに戻れが出ると同様に時効の進行が0から始まることになるのです。

この中断が認められる行為の中に「承認」があります。承認は、債務があることを認めることをいいます。

この承認は、残高確認書等の書面で交わすのが最も確実な方法です。

質問にあった「後で払うからちょっと待つて欲しい」というのは、債務があることを前提としてそれを認めている表現ですので、承認にあたりますが、裁判になった際には、言つた言わないの話になってしまい、承認があつたことを裁判所が認めない可能性が高くなります。

また、債権が複数ある場合には、どれについて承認したのかが争われることになりますので、書面によって確認することが大切です。

では、時効に必要な期間が過ぎた後で債務を認める行為があった場合にはどうなるのでしょうか。この場合には、時効の主張をすることが信義則上認められないとして、時効が認められないことになっています。ただし、債務を認める行為があった時点から再度時効に必要な期間が始まるので、早めに請求しないと再び時効になってしまいますので注意が必要です。

このように、時効には若干複雑な点がありますので、時効が気になる売掛金があれば、早めに弁護士に相談されるのがよいと思います。



期待に応えて新登場！ 豊和銀行のビジネスローン

スーパー ビジネスローン

お問い合わせ ご相談は HOWA BANK ロンフラサ
FreeDial 0120-530-919
コーディネーターは クイック

いらばんに、あなたのこと。
豊和銀行 <http://www.howabank.co.jp/>

必ずチェック
最低賃金

最低賃金は、暮らしの支えです。

使用者も、労働者も。

大分県最低賃金が改定されました。

631円

発効日：平成21年10月1日

※特定の産業には特定期別最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき全国が賃金の最低限額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金に対するお問い合わせは

大分労働局賃金室（097-536-3215）または
よりの労働基準監督署まで

1級合格おめでとう



佐伯市
東雲小学校 6年生
直田 沙和子さん

佐伯市
東雲小学校 6年生
下川 葵さん

佐伯市
東雲中学校 2年生
管 ひなのさん

臼杵市
野津小学校 4年生
麻生 陽子さん

2月21日(日)、全国一斉に行われた検定の結果をお知らせします。今回は152人が受験し、98人が合格。その中で満点合格者11人、1級合格者は4人でした。難関である1級合格者の市町村名、氏名等を写真と共に紹介します。

商工会珠算検定

お米屋さんや飲食店など
「お米」を扱う事業所の皆様

ご注意下さい!

米トレーサビリティ制度の導入について

～取引の記録・保存は本年10月より、産地情報の伝達は平成23年7月よりスタートします～

平成21年4月に米穀事業者に対し、米穀の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることを内容とした法律が制定されました。

○対象品目

米穀(玄米・精米等)、米粉やこうじ等の中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しようちゅう、みりん
対象事業者は、生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行なう全ての事業者になります。

1 情報の記録・保存

(平成22年10月1日施行)

○記録・保存事項

品名、産地、数量、搬入・搬出等を行った年月日等、取引先名、搬入・搬出を行った場所

2 産地情報の伝達

(平成23年7月1日施行)

○事業者間における産地伝達

対象品目を他の事業者へ譲渡す場合に、伝票等又は容器包装等に記載することによる産地情報の伝達が必要です。

○一般消費者への産地情報の伝達

米トレサ法に基づき、包装に記載、店内に掲示するなどの方法により産地情報を伝達する必要があります。

なお、JAS法で義務付けられている場合は、JAS法による表示をしてください。

問合せ先

農林水産省九州農政局
大分農政事務所食糧部計画課
電話 097-532-6131

育児・介護休業法が改正されます!

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます。

改正のポイント

①子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働(残業)の免除の義務化

3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることが事業主の義務となり、労働者からの請求があったときの所定外労働が免除されます。

②子の看護休暇制度の拡充

休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

③父親の育児休業の取得促進

父母がともに育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで(2か月分は父(母)のプラス分)に延長されます。

※父の場合、育児休業期間の上限は1年間。母の場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間。

配偶者の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、再度、育児休業が取得可能となります。

配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度が廃止になります。

④介護休暇の新設

労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できるようになります。

⑤法の実効性の確保

苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設します。

勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設します。

【施行期日】

平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年6月30日)

⑤のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。



地域で活躍する企業

vol.
23



人形工房かじか 九州アルプス商工会会員



姫野社長



長湯温泉の日本一の炭酸泉と楽しい招き猫と共に楽しんでいただき、幸せな気分になれる長湯の新開運スポットになれればと思います。

経営指導員からひとこと



薬師寺勝彦
経営指導員

人形工房かじかさんは、既存の招き猫をモチーフにした温泉（家族風呂）で経営革新の認定を受けました。経営革新の手続きや営業許可申請等の支援を行い、姫野さんのお役に立てたことが商工会職員として嬉しく思います。可愛い娘さんが新しくできたお風呂を喜んでくれているのを見て、今後も姫野さんの事業のお世話を通じて、奥さんや二人の娘さんの為にも、困ったことがあれば一緒になって取り組んでいきたいと思っています。

会社概要

事業所名：人形工房かじか 内「福ねこの湯」

代表者名：姫野晃司

所在地：〒878-0402
竹田市直入町大字長湯3122-2

TEL・FAX：0974-75-3199

営業時間：10:30～18:00

定休日：火曜日

Q 事業所の紹介をお願いします。

A 平成11年から始めた人形工房です。おが屑を素材とした粘土を用いて、干支や節句人形等も工房内で実演販売しています。人形は一つ一つ型を使わず手びねりで作つた一点物です。オーダーメイドもでき、表情・色・形等お好みに応じて注文できます。結婚式の引出物・内祝い・開店祝い等幅広くお客様に利用してい

Q 「招き猫」をモチーフにした温泉棟による新サービス提供への取り組みが県から認められ、経営革新企業の認定を受けました。ですが、そのきっかけは何ですか。

A もともと敷地内に遊休の温泉施設があつたのですが、ただの立ち寄り湯では人形製作の負担になるだけだと思い、お客様に提供するという考え

Q 今後の抱負を教えてください。

A 目指すは、招き猫をテーマにした家族湯温泉ギヤラリーです。ただ人形を選んで購入するという「ありきたり」ではなく、常に型破りでお客様が「ワアー」と驚いたりワクワクするような場を目指しながら、今後も人形製作に取り組みます。

ただであります。また、予約制で製作体験もできます。

かし最近、新素材に挑戦するようになり、外でも飾れる人形が完成しました。素材は当工房前の芹川の砂を使つたオリジナリ素材です。その人形達を庭に飾つたところ、「これが湯船から見れたら最高!!」という思いが沸いてきました。商工会に相談のうえ、経営革新に取り組みました。

